

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成26年7月23日

平成26年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成26年7月23日(水) 午前9時30分より11時05分まで
場 所：丸岡図書館 2階会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第21号 坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について
 - 議案第22号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について
 - 議案第23号 就学指定校の変更許可について
- 5 その他
 - (1) 小中学校運動会・体育祭への出席について
 - (2) 指導主事訪問(後期)の予定について
 - (3) 行事予定(8月分)について
 - (4) その他

【出席者】

教育委員	喜寿正之委員長、三宅小百合職務代理者、青柳裕委員 若松静榮委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、滝呑次長(教育総務課長)、武曾次長(生涯学習 スポーツ課長)、前川次長(図書館長)、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
国体推進課	長谷川課長
文化課	五十嵐課長
事務局書記	島田課長補佐、小川課長補佐

【会議の成立】

滝呑次長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 6月26日に開催した定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 6月下旬から7月上旬にかけ、6月定例議会が開催され、7月7日に終了した。
7月3日に英国青少年招へい団29名が来市した。4日に市長表敬訪問があり、教育委員の皆さんにも出席いただき、お礼を申し上げる。9日の朝、坂井市を立ち10日に関西空港から帰国した。
7月8日～10日は、校長ヒアリングを実施した。平成26年度4月から7月の学校の状況についてのヒアリングである。それを各学校へ持ち帰り、夏休み期間に各学校で校長が教員の面談を行う。
7月12日、13日は、坂井地区中体連があった。結果は資料のとおりである。とてもがんばっている。県中体連が始まっており、春江中学校はバスケット会場となっている。応援をお願いする。
7月18日は各学校で終業式があり、無事、1学期を終了した。
7月25日は教科書採択地区協議会があるので、出席をお願いする。
7月27日は平成26年度英国派遣団第1次選考会を行う。90名を超える応募があるようである。教育委員の皆さんには作文の審査をお願いする。

委員長 今回の報告についてご質問等はあるか。

委員長 新聞によると、国の学力テストの結果が公表可能という記事があったが、今年度の学力テストの結果について、各学校、地域で、公表については弾力的に扱う傾向が出てきたようである。県外のある教育委員会では、教育委員会の議題として協議したということも新聞掲載があった。教育長の考えを聞かせてほしい。

教育長 先日、県市町教育長会議があり、結果の公表について話があった。文科省は、公表を前提として考慮するようにとのことである。8月25日が文科省の公表日である。マスコミは、公表を要望するであろう。公表することで公平性が保たれるか、子ども達の学力アップに必要な

ことか等、検討を重ねているところである。県としては、公表すべきでないかというところまできている。県は、市町の結果については公表しない。市町の結果については、市町へ公表請求があるのではないか。私は、市の結果は公表せざるをえないのではないか、しかし、学校別の結果の公表はしない方がいいのではと思う。坂井市として評価の視点、力を入れるところについては、公表していかなければならないのではと考える。次回の教育委員会の中でも協議いただければと思う。

委員長 従来の流れとは変わりつつあるので、対応を考えなければならないと思う。

教育長 9月議会では、公表についての質問があると思う。県教育長会議では、県としての最低ラインを協議したものである。

教育審議監 結果を公表すると過度な競争をあおることになる。国語と算数という一部の教科についての結果であり、今までは公表を差し控えてきた。県では、県全体として優れているところ、劣っているところを公表するが、市町によって違いがあるので、市町として、どこに課題があり、どうしていくのかを考えなければならないのではということが話題になった。それを市町として、どう公表していくかを検討しなければならない。

委員長 議会への対応としては、どの程度、公表するのか。また、県内市町の様子も参考とすることも必要である。
校長ヒアリングは、今年から行っているのか。

教育審議監 教職員評価の一環として、平成22年度より行っている。その中で、校長が教諭の面談を年2回行っている。

委員長 このほかにはご意見はないか。

【議案第21号 坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)

平成25年に国でいじめ防止対策基本法が制定されたことに伴い、市においてもいじめ防止基本方針、いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、いじめ再調査委員会設置要綱を制定するものである。

委員長

これについて、何かご質問等はあるか。

委員長

表記について、何点か気になる表記があるが、国、県で制定した法、条例の文章に準じているものであるのか。

学校教育課長

県で制定した方針等を参酌して作成したものである。

委員長

再調査委員会設置要綱の中には、謝礼を支給する条項あるが、問題対策連絡協議会設置要綱の中には条項が無いが、どうしてか。

学校教育課長

いじめ問題対策連絡協議会委員は団体の代表者に依頼するため、謝礼を支給する予定はない。いじめ再調査委員会委員は、弁護士等の専門的な方に依頼することを想定しているので、謝礼を支給する必要があるためである。

青柳委員

基本方針の5教育委員会における取り組みの中で、法第14条第1項と記載があるのは、国のいじめ防止対策推進法のことと推測するが、この文章の中には、法律名の記載がないので、わかりやすくするために記載してはどうか。

学校教育課長

県の制定したものを参考に作成したものであるが、法律名を記載する。

青柳委員

施行日は空欄であるが、いつになるのか。

学校教育課長

教育委員会で承認を得た日となる。再調査委員会設置要綱については、設置が必要となった日となる。

青柳委員

今後、問題対策連絡協議会、再調査委員会委員の人選を行うのか。

学校教育課長

いじめ問題対策連絡協議会委員は、団体の代表に依頼する予定である。いじめ再調査委員会委員については、設置が必要になった時点で人選を行う予定である。

委員長

ほかに、ご意見がなければ、「議案第21号 坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 21 号 坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 22 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
国の要保護児童生徒援助補助金が、消費税が 5%から 8%に改正となったことに伴い支給額が増額となったことに伴う改正である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質問なし)

委員長 質問等ないようですので、「議案第 22 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 22 号 坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 23 号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規の申請で 1 件である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質問なし)

委員長 質問等ないようですので、「議案第 23 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長

「議案第 23 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、8月25日（月）午後1時30分からに決定。

【平成26年7月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成26年7月23日（1日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第 21 号	坂井市いじめ防止基本方針、坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱、坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の制定について	H26.7.23	原案承認
議案第 22 号	坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について	H26.7.23	原案承認
議案第 23 号	就学指定校の変更許可について	H26.7.23	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 26 年 8 月 25 日

教育委員長

喜多 正之

職務代理者

三宅 小百合

委員

青柳 裕

委員

若松 静菜

教育長

川元 利夫

会議録調製職員

島田 順子

小川 宣成